

自動車リサイクル法がスタートしています。

今年1月1日より本格的に施行された「自動車リサイクル法」。大切な地球環境を守るため、クルマの所有者にご理解をお願いします。

Q1

自動車リサイクル法って何？



 ゴミを減らし、資源を無駄にしないリサイクル型社会を作るために、自動車メーカー・輸入業者、関連事業者、クルマの所有者、それぞれの役割を定め、クルマのリサイクルを進める法律です。
 クルマの所有者の皆様にはリサイクル料金のお支払いをお願いします。

A



Q2

リサイクル料金っていくらなの？



 クルマのメーカー、車種によって、1台ごとに違います。
 具体的な金額は、自動車メーカー、輸入業者各社が公表していますので、各社のホームページや、下記のホームページの「ユーザー向けリサイクル料金等照会」でご確認ください。
<http://www.jars.gr.jp/>

A



Q3

私たちが支払うリサイクル料金って、何に使われるの？



 クルマのリサイクルの障害になっているシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルと適正処理のために使われます。
 また、料金の一部は、リサイクル料金の管理や、廃車処理の情報管理にも使われます。

A



※シュレッダーダストとは、廃自動車から出た残りくずのことです。

Q4

リサイクル料金はいつ、何回払えばいいの？



 リサイクル料金は、1台に1回だけ支払う仕組みです。
 新車を購入する時は、購入時にお支払いください。

A



 今お乗りの車を、次の車検を受けずに廃車にする場合は、廃車時にお支払いをお願いします。
 廃車は、必ず県知事登録された引取業者へ引き渡してください。
 引取業者は、Q2にあるホームページの「関連事業者情報検索」で探すことができます。



新車

購入時

新車販売店など



今お乗りのクルマ

最初の車検時までに

運輸支局など



廃車時

県知事登録した引取業者

資金管理人
(財)自動車リサイクル促進センター

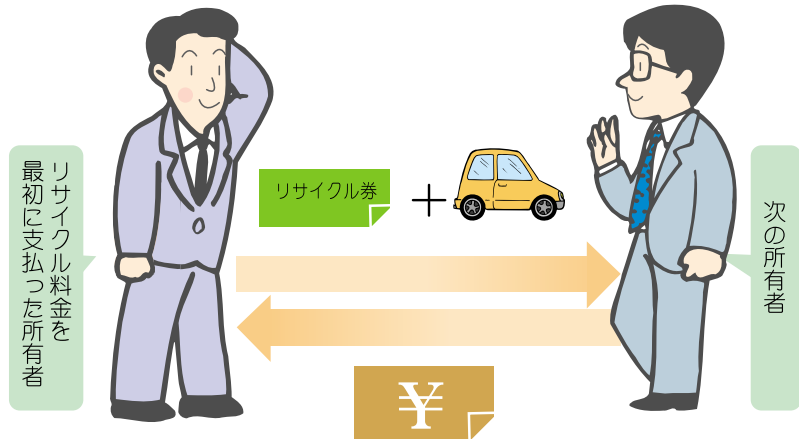
Q5

リサイクル料金支払い済みのクルマを中古車として売ったら、どうなるの？



 リサイクル料金を支払い済みのクルマが中古車になったら、リサイクル券はクルマと合わせて売買されます。
 元の所有者は中古車の代金にリサイクル券分の金額を得て、次の所有者はリサイクル券付きでクルマを買うこととなります。

A



お問い合わせ 自動車リサイクルシステム CONTACT センター
 (コールセンター) TEL.03-5673-7396
 自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp>

県環境整備課
 TEL.098-866-2231 FAX.098-866-2235

